

2014/05/07 11:09 現在の情報です。

東京都新宿区西新宿一丁目2番2号
 株式会社ネオキャリア
 会社法人等番号 0111-01-062271



商号	株式会社ネオキャリア	
本店	東京都新宿区西新宿一丁目2番2号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成12年11月15日	
目的	1. 有料職業紹介事業 2. 労働者派遣事業 3. コンピューターのシステム又はプログラムの設計技術者の派遣業 4. コンピューターのソフトウェアの開発 5. 経営コンサルティング業 6. 求人・採用活動に関するコンサルティング業 7. 求人・採用情報に関する広告代理業 8. 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育のための研修の企画、実施及びコンサルティング業 9. 映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業 10. 前各号に付随する一切の事業	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8410株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金8475万4000円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	
役員に関する事項	取締役 西澤亮一	平成21年12月28日重任
	取締役 西澤亮一	平成23年12月29日重任
	取締役 西澤亮一	平成24年 2月23日登記
	取締役 西澤亮一	平成25年12月30日重任
	取締役 西澤亮一	平成26年 1月29日登記
	取締役 加藤賢	平成21年12月28日重任
	取締役 加藤賢	平成23年12月29日重任
	取締役 加藤賢	平成24年 2月23日登記
	取締役 加藤賢	平成25年12月30日重任
	取締役 加藤賢	平成26年 1月29日登記
	取締役 奥山貴広	平成21年12月28日重任
	取締役 奥山貴広	平成23年12月29日退任
	取締役 奥山貴広	平成24年 2月23日登記
	取締役 久保裕 (社外取締役)	平成21年12月28日重任

取締役 (社外取締役)	久保裕	平成23年12月29日重任
		平成24年2月23日登記
		平成24年12月28日辞任
		平成25年2月21日登記
取締役	駒木俊祥	平成23年12月29日就任
		平成24年2月23日登記
取締役	駒木俊祥	平成25年12月30日重任
		平成26年1月29日登記
取締役	小櫃靖也	平成23年12月29日就任
		平成24年2月23日登記
取締役	小櫃靖也	平成25年12月30日重任
		平成26年1月29日登記
代表取締役	西澤亮一	平成21年12月28日重任
代表取締役	西澤亮一	平成23年12月29日重任
		平成24年2月23日登記
代表取締役	西澤亮一	平成25年12月30日重任
		平成26年1月29日登記
監査役 (社外監査役)	上野誠司	平成22年12月29日重任
監査役 (社外監査役)	中村賀一	平成22年12月29日重任
		平成25年8月31日辞任
		平成25年9月27日登記
監査役 (社外監査役)	大村健	平成19年12月27日就任
		平成23年12月29日重任
監査役 (社外監査役)	大村健	平成24年2月23日登記
監査役	奥山貴広	平成25年9月1日就任
		平成25年9月27日登記
		平成26年3月25日辞任
		平成26年4月4日登記
監査役	笠原幸一郎	平成26年3月25日就任
		平成26年4月4日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	
社外取締役等の会	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任	

社に対する責任の
制限に関する規定

務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任
 務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

新株予約権

第4回新株予約権
新株予約権の数

62個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 310株
 尚、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は、分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払い込みを要しないものとする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式の1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）に本新株予約権の目的となる株式数を乗じた価額とし、行使価額は、8,000円とする。
 尚、新株予約権割当日後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年1月22日から平成32年9月30日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社、関連会社の取締役もしくは従業員との地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

②新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③その他権利行使の条件については、定時株主総会および新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」により本新株予約権を行使できなくなったときは、新株予約権は無償で取得することができる。
 ②当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

第5回新株予約権
新株予約権の数

170個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

(i) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
 (ii) 本新株予約権1個の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（当該発行又は移転を、以下「交付」という。）する数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整される。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない本新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社は必要と認める対象株式数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(i) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（本号(ii)において定義された意味とする。）に対象株式数を乗じた価額とする。

(ii) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)は、金16,534円とする。但し、本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式の処分前の1株当たりの時価」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替えるものとし、株式無償割当を行う場合には、「新規発行株式数」を「割当株式数」に読み替え、「1株当たり払込金額」は零とするものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い本新株予約権が承継される場合には、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年4月1日から平成34年2月19日まで

新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者が、当社または当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、新株予約権の割当てを受けた者の相続人による権利行使は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (i) 当社は、本新株予約権に係る新株予約権者が本新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権者に割り当てた本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ii) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 3月31日発行
平成26年 1月16日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
登記記録に関する事項	平成23年12月1日東京都港区赤坂三丁目11番3号から本店移転 平成24年 1月27日登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。